

# 湧水町分別収集計画

第11期

令和7年策定

(令和8年～令和12年)

鹿児島県湧水町

# 湧水町分別収集計画

令和7年7月1日

## 1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄で支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体が、それぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

近年、ごみの分別等も定着し、安定した資源ごみの確保ができるようになった。現在、湧水町も2つの最終処分場を持ってはいるが、1カ所は使用年度を過ぎ、もう1カ所も使用期限を迎えるようとする中、まだ次の候補地も決められない状況でもある。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の太宗を占める容器包装廃棄物を分別収支し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進し、最終処分場の削減を図る目的で、町民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方策を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- 容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の低減。

## 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直す。

#### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

#### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	215 t	210 t	205 t	200 t	196 t

#### 6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、町民、業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、湧水町衛生普及会の協力を受けてごみの減量化に取り組んでゆく。

- 環境教育の充実

学校の場において牛乳パックの回収運動、アルミ缶回収運動、地域社会の場でのトイレ回収運動で市民や事業者に最近のごみ問題の状況やごみ処理にかかる経費の急増の情報を提供し、共有することで再生利用の意義やごみの適正な出し方に積極的に取り組んでもらう。

- 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバック）の持参の徹底等の普及啓発、指導等の実施

- ごみ集積所設置補助金

地域の住民の方々が利用する集積所を新設や補修する場合に建設費の一部について湧水町衛生普及会より補助を行なう。

- 湧水町衛生普及会

町民、事業者、湧水町とのパイプ役また、廃棄物の減量化、資源化、ごみの分別排出の指導などにあたる。快適な生活環境を保全するために地域社会のリーダーとしての役割を担う。

7. 分別収集するものとした容器包装廃棄物の種類及び該当容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物の処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下の表の種類に定める。また、町民の協力度、湧水町が委託する業者等の収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下の表の区分に定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
無色のガラス製容器 主としてガラス製の容器茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料にアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であってペットボトル以外のもの	ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第

別紙

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法  
人口の変動率は、湧水町全体のから毎年200名前後減少していくことから2%の減少を勘案し、令和6年度末×98%（人口変動率）により次のとおり設定した。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人口7,895人 に対しての量 215t	人口7,737人 に対しての量 210t	人口7,583人 に対しての量 205t	人口7,431人 に対しての量 200t	人口7,282人 に対しての量 196t

## 10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

分別収集は現行の収集体制を活用して行なう。

なお、学校や事業が独自で行なっている分別収集はこれからも引き続き実施していくものとする

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	スチール缶	委託業者による定期収集	民間業者
	アルミ製容器	アルミ缶		
ガラス	無色のガラス製容器	無色びん	委託業者による定期収集	民間業者
	茶色のガラス製容器	茶色びん		
	その他のガラス製容器	その他びん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期収集	民間業者
	段ボール	段ボール	委託業者による定期収集	民間業者
	紙製容器包装	紙製容器包装	委託業者による定期収集	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	民間業者
	その他プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		

## 11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

現行の施設として湧水町内の三州衛生公社の場内及び三州リサイクルセンターの使用により選別、圧縮、保管等を行なっている。今後もこれらの施設での作業を考えている。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	スチール缶	ネット	3.5トン車	三州 リサイクル プラザ (選別・圧縮 保管施設)
アルミ製容器	アルミ缶	ネット	3.5トン車	
無色のガラス製 容器	無色びん	コンテナ 容器	2トントラック	
茶色のガラス製 容器	茶色びん	コンテナ 容器	2トントラック	
その他の ガラス製容器	その他びん	コンテナ 容器	2トントラック	
飲料用紙製容器	紙パック	縛る	2トントラック	
段ボール	段ボール	縛る	塵芥車 3.5トン車	
紙製容器包装	紙製容器包装	縛る	塵芥車 3.5トン車	
ペットボトル	ペットボトル	ネット	塵芥車 3.5トン車	
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック 製容器包装	ネット	塵芥車 3.5トン車	

## 12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 町民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民や事業者、行政からの委員で構成された廃棄物減量等推進委員会を設置し、推進体制を整備する。
- 衛生普及協会を通じて、新しい集積場所の確保や改修を行なう。また分別収集機材などの補充等も行なっていく。
- 新しいごみの分別冊子（家庭ごみの分け方・出し方）を作成・配布し、分別収集に関し住民への普及啓発を進めていく